

音更町結婚新生活支援事業

申請期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

対象

以下すべて満たす人

- ・令和4年1月1日から令和5年3月31日までに婚姻届出をしている
- ・婚姻届出時に夫婦ともに39歳以下である
- ・夫婦の前年または前々年の合計所得が400万円未満である

※申請時点で離職している場合は所得なしとして扱います。

※奨学金を返済している場合は年間の返済額分を控除できます。

- ・申請時に音更町に住民登録している
- ・町税に滞納がない
- ・暴力団員やその関係者でない

補助上限額

30万円

対象経費

- ・住宅購入費用等
- ・賃貸住宅の家賃・共益費
- ・賃貸住宅契約時費用
- (敷金・礼金・仲介手数料のみ)
- ・引越し費用(業者利用時のみ)

対象経費の支払い期間

令和4年1月1日から令和5年3月31日まで

※補助金は対象経費について支払いをしたことがわかる書類(領収書や通帳の写しなど)をご提出いただいた後に交付します

申請を希望する人は、必ず下記までご相談ください。

Happy Wedding

音更町保健福祉部
子ども福祉課子ども福祉係
TEL 0155-42-2111
内線535